空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく略式代執行の完了について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「空家法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等に認定した下記の建築物について、所有者等を確知できないため、空家法第 14 条第 10 項の規定により、除却を命じる公告を行いましたが期限までに除却が行われなかったため、略式代執行による除却を行い、終了いたしました。

１　特定空家等の概要

（１）所 在 地　阿南市桑野町大地 79 番地 1

２　代執行の内容

（１）措置内容　建築物等の除却

３　代執行の実施期間

令和４年 10 月 31 日（月）から令和４年 11 月 10 日（木）まで

４　現地状況



執行前



執行後